

小児慢性特定疾病児童等

一時入院支援事業のご案内



在宅で療養されている“人工呼吸器を装着した方”又は“気管切開を実施した方”を介護するご家族等が休養したいとき、病気で介護ができないときなどに、患者さんが一時的に医療機関に入院できるよう支援します。

《概要》

原則1回あたり7日間以内、年間28日間の利用まで、医療機関に費用を助成します。

《対象者》

栃木県内（宇都宮市を除く。）に住所を有する以下の①～③に該当する方（満20歳未満）で、かつ「人工呼吸器を装着した方」又は「気管切開を実施した方」

- ① 小児慢性特定疾病医療費を受給している方
- ② 小児慢性特定疾病医療費の受給歴のある方
- ③ 小児慢性特定疾患医療受診券所持歴のある方

《手続き》

利用申請書を患者さんの住所を管轄している県の健康福祉センターの担当窓口へ提出してください。

*詳しくは、下記の問い合わせ先にご相談ください。

（入院について）

- 患者さんの移送費用、差額ベッド代等は自己負担していただきます。その他、一時入院時における治療等、医療保険の自己負担があります。
- 本事業が利用できる医療機関は、栃木県と委託契約を締結している医療機関です。
- 病院の空きベッドの状況、症状などによって、一時入院が難しい場合がありますのでご了承ください。
- 通常の入院と同様、受入医療機関の医療・看護体制でのケア提供となります。ご自宅と同等の介護・療養環境を設定することは難しい場合がありますので、あらかじめご了承ください。

（問い合わせ先）

県西健康福祉センター Tel 0289-62-6225

県東健康福祉センター Tel 0285-82-3323

県南健康福祉センター Tel 0285-22-1509

県北健康福祉センター Tel 0287-22-2679

安足健康福祉センター Tel 0284-41-5895

今市健康福祉センター Tel 0288-21-1066

栃木健康福祉センター Tel 0282-22-4121

矢板健康福祉センター Tel 0287-44-1297

烏山健康福祉センター Tel 0287-82-2231

栃木県保健福祉部健康増進課Tel.028-623-3086